

くらし

40歳から学ぶ 介護保険

柴本美佐代

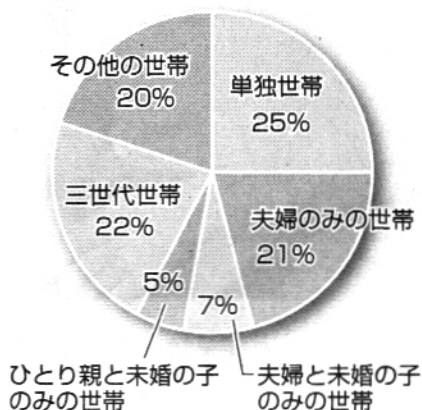
A 相続争いというところ、お金持ちだけの問題だと思つかもされませんが、最近では少額相続の調停が急増しているそうです。そのため正式な遺言書を残す人も増えていますが、それでも解決しないことの理由に介護の問題があります。

相続人が複数いる場合、介

Q 母と二人で父の介護をしています。遠方に兄がいますが、将来の相続対策について話しておいた方がいいでしょうか？

Question 9 相続対策も考えた方がいい？

要介護者の世帯構造



逆になかなか「介護をしたらと言っても、介護保険サービスも受

護をした者として、大した負担ではなかつただろう」と考えます。それに、介護が始まるまでは同居の恩恵も受けていたのだから均等に分けるべきだ、と。どちらが正しいというより、介護に対する認識の違いによる意見の対立です。介護保険サービスは本人の自立を支援するためのものですから、同居の家族がいる場合、

り家事の負担も大きく、サービスのない夜間の介護もあります。介護による仕事、家庭、結婚などへの影響は数字には表せません。

調停急増、介護分担の確認を

介護の当事者でない子は、目に見えない犠牲について押し量ることができず権利を主張して、ますます相手の気持ちをかたくなにしてしまします。ここに法律の専門家が介入しても、簡単には解決しないでしょう。すでにお金の問題ではなくなっているからです。

介護保険を利用する時に、介護の分担について親族と十分に話し合う必要があります。親族全員が介護の当事者として、自分ができることを分担して助け合えば、介護に対する認識が一致します。「長い間お疲れさま。ありがとう」の一言を言い合えるように。相続は介護が始まった時にすでに始まっているともいえるでしょう。

(日本エルターライフ協会代表理事)